

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年 8月10日
津山市農業委員会

第1 基本的な考え方

津山市は、岡山県北東部に位置し、北は中国山地、南は中部吉備高原に接し、北部は鳥取県との県境をなす標高1,000～1,200mの中国山地南面傾斜地で、南部は標高100～200mの盆地であり、農業の中心は稲作である。

しかしながら、近年は、野菜、果樹等の産地形成が進み、特に中山間地域においては、小規模稲作と野菜等との複合経営が中心の小規模な兼業農家で大半を占めており、農業従事者の高齢化やデフレ等による農畜産物の価格低下、遊休農地の発生など大変厳しい状況となっている。

そこで、津山市においては、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手への農地利用集積の促進、農用地の有効活用等の対策を行い、強い農業づくりに向けて産地競争力の強化を図っていくことが重要な課題となっている。

このたび、農業委員会を規定している農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）が改正され、平成28年4月1日に施行されたところであるが、改正法において「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の最も重要な必須業務として、明確に位置づけられたことに伴い、活力ある農業・農村を築くため、また農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、津山市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

【目標設定の考え方】

平成35年度末における遊休農地0haを目標とする。

昨年度までの統計から、毎年の非農地判断面積を17haとする。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年4月)	5,853ha	163ha	2.8%
3年後の目標 (平成32年度末)	5,802ha	82ha	1.4%
目 標 (平成35年度末)	5,751ha	0ha	0%

管内の農地面積(A)は、平成28年耕地及び作付面積統計における耕地面積に(B)を足したものを記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員が連携し、農地法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査を確実に実施する。

利用状況調査の結果を踏まえ、農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を確実に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条の規定に基づく農地の利用関係の調整を行う。

農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況や周囲への影響、土地改良事業の実施状況等を勘案の上、状況に応じ速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

【目標設定の考え方】

平成29年度新規集積目標102.9haを基準とする。

昨年度までの統計から、毎年の非農地判断面積を17haとする。

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年4月)	5,690ha	702.1ha	12.3%
3年後の目標 (平成32年度末)	5,639ha	1010.8ha	17.9%
目 標 (平成35年度末)	5,588ha	1319.5ha	23.6%

1 管内の農地面積は、平成28年耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農地中間管理機構との連携を強化し、地域での担い手の把握、集落営農の組織化及び既存組織の強化を図る。また、年複数回ある地域での集会等に参加し農地制度の広報等を積極的に行う。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

新規参入者数 毎年9経営体

新規参入面積 毎年4ha

【目標設定の考え方】

平成29年度新規参入目標を基準とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

J A や農地中間管理機構、農業大学校等関係機関・団体と連携し、企業や市外の人に対する新規就農を促進するとともに、農業委員が地域と新規参入者の仲立ちをする事で、就農の後押し(農地や各種補助金等の情報提供など)を行う。